

【6月・7月の行事】

5/28-6/6 イスラエル, ハイファ大学視察

6/4 日本弁護士連合会子どもの権利委員会「子どもの司法面接を考える」研究会 (第1回)

6/10 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター主催公開講演会
「真実を受け止める - 子どもの安全を守るために -」

6/20-24 捜査面接国際会議第3回大会 (International Investigative Interviewing Research Group Annual Conference, ノルウェー)

7/3 日本弁護士連合会子どもの権利委員会「子どもの司法面接を考える」研究会 (第2回)

7/5 アニー・ラング教授 (アメリカ, インディアナ大学) 講演会 (北海道大学)

7/30 第4回 司法面接研究会 (道児相・札幌児相)

【4月・5月の行事報告】

4 / 17

日本女医会

北海道女性医師の会において、「子どもの安全をまもる多職種連携：司法面接と医療検査」という題目で、子どもの保護の一つの要である事実の確認、それをめぐる医療、福祉、司法、心理の連携などの話をさせていただきました。虐待が疑われる事案において医療検査を行うことは、情報、証拠を得るためにも、子どもに「だいじょうぶだよ、どこも悪くないよ」と安心してもらうためにも重要です。当日の出席者は様々な科の女医さんであり、札幌医大の学生さんも出席されていて、私もたいへん勉強になりました。とりわけ、専門家がネットワークをつくっていくことの重要性、そして若手を育てていくことの大切さを実感しました(仲)。

4 / 23・5 / 14

司法面接研究会 第1回・2回 (札幌)

4月の第1回目は、今後の予定について話し合いました。5月の第2回目では、第1回目に引き続き、本研究会の位置づけと、どのような役割を果たしていくのかについて話し合いをおこないました。その後、事例検討を行いました。

5 / 15

司法面接研究会 (東京)

北海道大学東京オフィス (サピアタワー 10階) において、定例の司法面接研究会を行いました。これは、臨床心理士、児相心理司、福祉司、大学の教員等で行っている研究会です。今回は他のイベントともぶつかってしまい、出席者は少なかったのですが、面接のあり方、業務のなかで出会う問題などについて、濃い議論ができました。それにしても、土日のサピアタワーの警備体制はすごいです。ドアを4分あけているだけで警備員が来られるのですから・・・(仲)。

5 / 17-19・24-26

事実確認面接研修 (子ども総研：東京・静岡)

1月に行われた関西地区での研修会に引き続き、日本子ども家庭総合研究所との共催で、5月17-19日には東京で、24-26日には静岡で事実確認面接研修を行いました。児童相談所や家庭センター職員の方々を対象とし、東京では36名、静岡では32名の方々が参加されました。研修では計4回のロールプレイが行われ、山本恒雄先生、丸山恭子先生、仲3人の講師陣による熱のこもったスーパーバイズが行われました。

私と司法面接

「私と司法面接」のコーナーでは、司法面接に携わっておられる実務家の先生方や研究者に、司法面接をテーマに簡単なエッセイを書いていただいております。司法面接に携わっておられる人の数だけ、司法面接に関する考え方、信念、経験があるという意味を込めて、タイトルを虹色にしてみました。

私と司法面接

秀嶋法律事務所 秀嶋 ゆかり

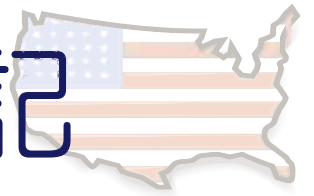
『司法面接』という言葉に触れたのは、仲先生がそのような活動を始められたと伺ったのが最初ではなかったかと思う。しかし、2000年に日弁連の犯罪被害者支援委員会の委員に同行してイギリスへ行った際、児童虐待や性暴力事件等で、被害者の供述をビデオ録画し、ビデオを証拠提出したり、ビデオリンクによる証人尋問を実施する際の部屋やビクティム・サポートという全英の被害者支援活動を調査する機会に恵まれたところから、証拠保全という意味合いでの『司法面接』の意義や捜査機関（警察官）等へのトレーニングの重要性を知り、日本でも同様のシステムが出来ればと考えていた。

仲先生には、幼児証言の信用性に関して意見書や証人をお願いしたこともあるご縁から、札幌に来られて以後も、いろいろお付き合いさせていただいており、それが、私の司法面接との殆ど唯一無二の接点となっている。イギリスでは、警察署の中に児童虐待チームや性犯罪に関する専門部署があり、私服のやわらかい雰囲気警察官が、司法面接のトレーニングを受けた



うえで面接を行っていると聞いていた。たまたま私たちが見学した警察署には、DV被害者支援をしている民間団体もスペースを借りており、文字どおりワンストップサービスの試みが進んでいた。司法面接も、単独で機能するわけではなく、刑事司法や児童福祉虐待事案における児童相談所の一時保護やその後の法的手続等と結びついて初めて有効に活用できると思う。また、司法面接の実践は、捜査手続きの可視化にもつながり得る。警察や児童相談所等の現場で、司法面接が実際に活用される日を待ち望むひとりである。

APSAC 日記



5. 反対尋問に備える（最終回）

研修 4 日目午後と最終日 5 日目午前中の講義では、反対尋問の問題についての講義が行われました。面接のビデオ録画が裁判で証拠として採用され、その証拠の信用性が問題となり、面接官が証人として法廷に出廷することを想定した内容が取り上げられました。講師の先生は、現役の弁護士さんで、多くの性虐待事件や子どもの証言を扱った経験がある方でした。普段は、反対尋問をする側（相手側）の弁護士さんが自分が争う側の相手に対して有益になる講義を行うということ事態がとても新鮮でした。「私たち弁護士はあなたたちの面接の信用性を下げるために、ありとあらゆる手段を使いますよ。」と冗談をおっしゃっていたのが、とてもユニークでした。

アメリカは、陪審制です。日本の裁判員制度とは少し違いますが、同じように市民が判断を下します。チャイルド・プロテクション・サービス職員、セラピスト、ソーシャルワーカー、警察官など、性虐待事件に関わる専門家は陪審員として性虐待事件の裁判に参加する可能性は低いと考えられます。それは、裁判で同僚が証言する、知り合いの警察官が事件を担当している、事件の内容を職場の中で聞いたなどの点から公平であるとみなされず、陪審員から外されるからです。つまり、専門家が陪審員となる可能性は低く、陪審員のほとんどはこれらの専門職ではない一般市民ということになります。従って、職場で用いている用語や、当たり前と思っている仕組みについても解りやすく丁寧に説明する必要があります。

法廷で証言する場合、自分が面接の中で何を、何をしなかったのか、そして、した、もしくは、しなかった場合、その理由を説明できなければなりません。その意味でも、面接の最中から、自分が何をしようとしているのかをよく理解しながら面接をする必要があります。つまり、面接の最中から裁判での問題が始まっていると考えてもよいということです。

アメリカの司法面接では、いくつかの専門機関が発行しているプロトコルをもとに面接を行う場合が多いので、反対尋問では「この質問は、プロトコル通りじゃないのでは？」と質問されることが多くあるそうです。重要なのは、「プロトコル通りに行わなかった」ことではなく、なぜ、このプロトコルの質問を使ったのか、なぜ使わなかったのかを説明できるかどうかです。自分が普段から用いているプロトコルについて、なぜこのプロトコルが適切なのかを説明できることが大切です。単に、「上司にこれを使えとされているから」という回答では陪審員は納得しません。陪審員からみた「よい面接者」とは、子どもと接するのが上手なだけでは不十分です。子どもと接するのが上手なうえに、専門的な知識

があることを示さなければなりません。面接者の専門性とは単にプロトコルを知っているだけではなく、そのプロトコルの背景にある理論を知っている必要があります。証言台で自信を持って答えるためにも、面接法の背景、基礎研究を知っておく必要があります。

また、アメリカでは、アドヴォカシー・センターという機関で司法面接を行うことがあります。アドヴォカシー（advocacy）とは、「支持団体・代弁者」という意味があり、反対尋問では、このような所属機関の名前について問題にしてくる弁護士もいるという話でした。例えば、「あなたの所属機関は『子どもを守る』ための機関で、ホームページの基本理念にも『子どもを守ることを目的とする』と明記されています。つまり、あなたは子どもを守るという立場で面接したのではないですか？ そうであれば、子どもに有利になるような面接をしたのではないですか？」などと聞かれます。私自身に置き換えて考えたときに、私の所属するプロジェクトは「犯罪から子どもを守る」というプロジェクトなので、同じようなことが起こる可能性があると思いました。普段から自分自身や、自分の所属する機関、自分の仕事の目的、意義について考え、他の人に説明できるようにしておくことが大切だと感じました。「子どもを守る」ことが、子どもの言うことをうのみにすることなのか。誘導しないで正しい情報を聞き出すことが、本当の意味で「子どもを守る」ことにつながるのではないかという、とても参考になる意見が、研修参加者の中から出ました。

さらに、面接の内容ではなく、面接者自身の問題について質問する弁護士さんもいるという話でした。自分の履歴書、ホームページの経歴、論文、著書などのアップデート、間違いを正しておくことも専門家として大切な仕事だということです。この講義を受けて、自分の行った面接がいずれ証拠となることを想定して面接を行う必要があるということを改めて学びました。

5 回にわたり連載させていただきました APSAC 日記もこのたび最終回を迎えることになりました。連載を読んでくださった皆様、ありがとうございました。APSAC では、今年も 40 時間の研修を予定しています。どうぞ、ご参照ください（次回は 7 月 12 -16 日：<http://www.apsac.org/>）。

（室員 上宮 愛）

次回からの連載は、室員 武田による「機材日記」です。

研究通信



「研究通信」のコーナーでは、支援室の室員、仲研究室の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究を簡単にご紹介していきます。

心理学者の専門家証言は裁判の判決に影響を及ぼすか？

Elizabeth F. Loftus (1980). Impact of Expert Psychological Testimony on the Unreliability of Eyewitness Identification. *Journal of Applied Psychology*, 65(1), 9-15.

心理学者の専門家証言とは？

心理学者が法廷で目撃者や被告人の証言内容について意見を述べる場合があります。心理学者の専門家証言は、目撃証言研究などで得られた心理学的知見（例：目撃者の記憶はさまざまな要因によって影響を受けやすい）を裁判官に示し、証言の正確さやその内容を適切に判断するよう促すことを目的としています。古くから一般市民が裁判に参加する陪審制や参審制が実施されている諸外国では、心理学者が裁判で専門家証言をすることが数多くあります。それは、一般市民の持つ誤解や偏見が、証言の正確さや内容の判断に影響を及ぼすことを防ぐために必要とされてきたからです。

日本では2009年から裁判員制度が始まり、一般市民が裁判員として裁判に参加することになりました。今後は、日本でも裁判員裁判において心理学者が法廷で専門家証言をする機会が出てくるのではないのでしょうか。今回は、Elizabeth F. Loftusが1980年に発表した論文を紹介しながら、心理学者の専門家証言が有罪、無罪判断に及ぼす影響について考えていきたいと思います。

調査1：判決に及ぼす影響について

方法【参加者】 調査1には、大学生240名が参加しました。

【手続き】 調査者は、以下の手続きで調査を行いました。

- 出来事の描写文（暴力的 or 非暴力的）を参加者に提示しました。
 - 暴力的：Aを助けにきたCが、Bの銃撃により死亡する。
 - 非暴力的：Bが逃げる前に、AがBの銃を取り上げる。
- 裁判の要約（検察側と被告側の2種類）を参加者に提示しました。
 - 検察側（すべての参加者に同じものを提示）
 - 被害者は、被告が自分を暴行した人物であると確信している。
 - 被告にはアリバイがない。
 - 被告側（参加者の半数にaを、残りの半数にaとbの両方を提示）
 - 心理学者の専門家証言を含まない：被告は「目撃者の証言が間違っている」「事件で使用された銃に一度も触れたことがない」と主張。
 - 心理学者の専門家証言を含む：心理学者は、犯罪場面には正確な同一性判断を難しくするいくつかの要因が存在すると証言した。
- 参加者に判決（有罪 or 無罪）を下してもらいました。

結果と考察 調査結果から以下の2点が明らかになりました。

- 陪審員は出来事が非暴力的な場合よりも暴力的な場合に、有罪判決を下しやすい。
- 陪審員は心理学者の専門家証言を提示された場合のほうが、そうではない場合よりも無罪判決を下しやすい。

多くの陪審員は、以下の2つの判決を回避したいと考える傾向にあります。それは、a. 無実の人を有罪にする、b. 罪を犯した人を無罪に

するという判決です。社会においては、前者は後者以上に回避されることが望まれています。つまり、心理学者

Table1 有罪判決率(Elizabeth F. Loftus(1980)より)

心理学者の専門家証言	犯罪のタイプ	
	暴力的	非暴力的
なし	68%	47%
あり	43%	35%

の専門家証言により、有罪判決率が下がった本結果は好ましいものだと言えるかもしれません。また、犯罪のタイプで有罪判決率に差が生じたのは、犯罪が暴力的である場合に、罪を犯した人を無罪にすると、再び社会で誰かが傷つけられるという恐れを陪審員が持つためだと考えられます。

調査2：目撃証言の吟味時間に及ぼす影響について

方法【参加者】 調査2には、120名の大学生が参加しました。

【手続き】 一度の調査に参加者が6人1グループで参加しました。

- 調査1で使用した暴力的な出来事の描写文を提示しました。
- 調査1で使用した裁判の要約を、同様の手続きで提示しました。
- グループで判決について話し合ってもらいました。
 - 目撃証言について考える時間を測定しました。
 - 判決を下してもらいました。

結果と考察 調査結果から以下の2点が明らかになりました。

- 心理学者の専門家証言を提示されたグループの方が、被告に無罪判決を下しやすい。
- 心理学者の専門家証言を提示されたグループの方が、そうではないグループと比べて目撃証言を吟味する時間が長い。

心理学者の専門家証言は、裁判員に目撃証言を深く吟味させた上で、判決を下すことを促すことがわかりました。このことから心理学者の専門家証言は、公正な裁判のために必要であると言えるでしょう。

以上、心理学者の専門家証言について考えてきましたが、司法面接に関する専門家証言というものがあれば、それについても同様のことが言えると思います。公正な裁判のための専門家証言には何が必要なのかを、日頃から考えていくことが重要でしょう。

論文紹介者

名畑 康之（なばた やすゆき）

北海道大学大学院文学研究科 修士課程2年在籍。
目撃証言に関する心理学的知見を、実際の裁判に活用していくため、心理学者の専門家証言に関する研究を行っています。